

健保連 20-008

2020年4月21日

日本発条健康保険組合

日本発条健康保険組合 加入者の皆様へ

人間ドック・家族健診、特定保健指導に関するお知らせ(改訂)

日頃は当健保組合の保健事業にご協力いただき、ありがとうございます。

厚労省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健診^{※1}、特定保健指導等における対応について(改訂)」が発出されました。

これにより緊急事態宣言の対象が全国に広がり、全国の加入者(被保険者及び被扶養者)の人間ドック・家族健診、特定保健指導を緊急事態宣言の期間中、控えるよう指導がありました。

但し、対面によらない電話、電子メール等を活用した特定保健指導は行うことができます。また、人間ドック・家族健診利用等で関係者間の周知・調整が間に合わない場合、個人の責により実施する場合等は制限をかけるものではないとされています。

今後も、健診機関等から人間ドック、家族健診等の中止、延期などの連絡が入る可能性があります。健保組合では、受診申請期間、受診期間とも延長しております(当ホームページ参照ください)ので、本発出に該当する方は受診日の変更等、ご対応下さい。

参照ホームページ先/<https://www.nippatsu-kenpo.or.jp/health/h02.html>

※1 人間ドック、家族健診を指します。

尚、被保険者の定期健診、レディース健診等は事業所の所轄となりますので、事業所にご確認ください。

以上